経済産業省より周知依頼

1.2/28付にて、公正取引委員会より、標記の意見公募が開始されておりますので、お知らせいたします。

本件は、業界の商慣行、親事業者と下請事業者との取引関係、近年の金融情勢等を総合的に勘案し、

手形等が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針を変更することとし、

下記3つの手続きに際して関係各方面よりご意見を募るものとなっております。

　①「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」を発出

　②「一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」を改正

　③「電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」を改正

添付の説明資料をご参照いただき、ご意見ある場合は下記URLの表記に従って意見提出のほどよろしくお願いいたします。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240228_publiccomment.html>

添付資料

<https://kinkid-s.jp/news/2024.3.21.pdf>

2. 今般、下請法に係る取引適正化をより一層推進していただきたくご連絡差し上げました。

物価上昇を上回る賃上げを中小企業でも実現するため、価格転嫁をはじめとする取引の適正化を進めることが重要となっております。

弊省の中小企業庁においては、事業所管省庁と連携しつつ、官民一体となって取組を進めてきたところでございます。

令和６年３月７日、公正取引委員会が、日産自動車株式会社に対し、同社が下請事業者との取引で用いていた「割戻金」の運用について、

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）が規定する「下請代金の減額の禁止」に違反する行為が認められたとして勧告を行い、

今後、下請法の遵守体制を整備すること等を求めています。

下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、親事業者が下請事業者に対して支払う下請代金の額を減じて支払うことは、下請法第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反するものです。

価格転嫁をはじめとする取引の適正化をサプライチェーン全体で進めている中、こうした事案が生じたことは極めて遺憾でございます。

中小企業庁では、公正取引委員会と連携しつつ、引き続きこうした事案に厳正に対処してまいりますところ、

貴団体におかれましても、今般の事案を契機に、傘下会員に対して、不当な下請代金の減額に係る下請法に違反する行為の未然防止に努めるよう促すなど、取引適正化に資する取組を一層推進していただくようお願い申し上げます。

添付資料

<https://kinkid-s.jp/news/2024.3.21-2.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.3.21-3.pdf>

3. この度は、自殺対策強化月間（３月）にあわせて、御協力いただきたく御連絡差し上げました。

自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）において、３月の１ヶ月間は「自殺対策強化月間」と位置づけられています。

また、自殺総合対策大綱（令和４年１０月１４日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進し、

あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

今年度も、自殺対策強化月間にあわせて、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が中心となり、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、本年度の自殺対策強化月間広報ポスター（別添１）、各種相談窓口（別添２）、下記URLについて、貴団体から幅広い周知をお願いいたします。

また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、貴団体及び関係団体や企業の職員の方々にも、本月間と自殺対策関係の相談窓口について周知がなされるよう、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

※厚生労働省プレスリリース「３月は「自殺対策強化月間」です～関係府省庁等と連携し、さまざまな取り組みを実施します～」

　https://www.mhlw.go.jp/stf/r5\_jisatsutaisakugekkan.html

※大臣メッセージ（厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣連名）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/r5_gekkan_message.html>

添付資料

<https://kinkid-s.jp/news/2024.3.21-4.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.3.21-5.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.3.21-6.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.3.21-7.pdf>

4. 先月開催いたしました、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の業界向け説明会について、

当日ご参加いただけなかった団体・事業者様向けにアーカイブ配信を実施することになりました。

つきましては、説明会にご参加いただけなかった団体の皆様におかれましてはご視聴いただくとともに、

傘下企業の皆様にも以下３回分のURLを共有いただき、可能な限りご視聴いただけますよう周知のほどお願いいたします。

■視聴URL

・2/16

https://youtu.be/N\_9H3UomXR4

・2/19

https://youtu.be/6zM9s1vzGMI

・2/22

https://youtu.be/aNHoN5cr3Qo